

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月24日

【会社名】 株式会社ファンケル

【英訳名】 FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 宮島 和美

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長 島田 和幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長 島田 和幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
1,764,666,700円

(注) 1. 本募集は、平成26年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプションの目的で金銭の払込みを要しないこととして新株予約権を発行するためのものです。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月15日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成26年2月24日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数の欄

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数の欄

(訂正前)

| | |
|-----|---------|
| 発行数 | 15,953個 |
|-----|---------|

(訂正後)

| | |
|-----|---------|
| 発行数 | 14,429個 |
|-----|---------|

欄外注記

(訂正前)

(注) 4 . 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

| 割当対象者の区分 | 人数 | 新株予約権の発行数 |
|-----------|--------|-----------|
| 当社使用人 | 2,101名 | 11,053個 |
| 当社関係会社使用人 | 892名 | 4,900個 |
| 合計 | 2,993名 | 15,953個 |

当社関係会社は、(株)アテナ、(株)ファンケル発芽玄米、(株)ファンケル美健、(株)ファンケルスタッフ、(株)ファンケルスマイル、(株)ファンケル保険サービス、(株)品質安全研究センター、ニコスタービューテック(株)を対象としております。

(訂正後)

(注) 4 . 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

| 割当対象者の区分 | 人数 | 新株予約権の発行数 |
|-----------|--------|-----------|
| 当社使用人 | 1,887名 | 10,203個 |
| 当社関係会社使用人 | 719名 | 4,226個 |
| 合計 | 2,606名 | 14,429個 |

当社関係会社は、(株)アテナ、(株)ファンケル発芽玄米、(株)ファンケル美健、(株)ファンケルスタッフ、(株)ファンケルスマイル、(株)ファンケル保険サービス、(株)品質安全研究センター、ニコスタービューテック(株)を対象としております。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の数の欄

(訂正前)

| | |
|-----------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,595,300株（新株予約権1個につき100株。なお、後記(注)1により株式の数の調整を受けることがあります。） |
|-----------------|--|

(訂正後)

| | |
|-----------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,442,900株(新株予約権1個につき100株。なお、後記(注)1により株式の数の調整を受けることがあります。) |
|-----------------|--|

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

| | |
|----------------|---|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げます。)、または新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引がない場合、それに先立つ直近日の終値とします。)のいずれか高い金額とします。</p> <p>なお、行使価額は後記(注)2により調整を受けることがあります。</p> |
|----------------|---|

(訂正後)

| | |
|----------------|---|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1株当たり1,223円</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>なお、行使価額は後記(注)2により調整を受けることがあります。</p> |
|----------------|---|

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

| | |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>1,817,046,700円</p> <p>(注)発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額です。</p> <p>ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p> |
|---------------------------------|--|

(訂正後)

| | |
|---------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>1,764,666,700円</p> <p>(注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p> |
|---------------------------------|---|

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格 前記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の払込金額(行使価額)とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。 |
|-------------------------------------|---|

(訂正後)

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格 1株当たり1,223円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。 |
|-------------------------------------|---|

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,817,046,700 | 300,000 | 1,816,746,700 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,764,666,700 | 300,000 | 1,764,366,700 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算したものであり、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。